

# 市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略



平成 28 年 3 月



はじめに « 序章 »



## 「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたって

---

急速な少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、活力ある社会を維持するため、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。これを受け、国や全国の地方公共団体では、地域の特性を活かした地方創生の動きを加速させています。

本市は、都心に近い住宅都市としてこれまで発展してきたおり、平成 27 年 8 月以降は過去最多となる水準の人口を維持しております。

しかし、少子高齢化の進展などにより、将来的な人口減少は避けられない見込みであり、また、既に生じている生産年齢人口の減少や老年人口の増加傾向は今後も続くことが予想されます。

このような状況を踏まえ、本市は、「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。この戦略は、出生や死亡、転入や転出の特徴などを踏まえながら、本市ならではの魅力を最大限に活用した取り組みなど示した、いわば「いちかわ創生の羅針盤」であります。

今後は、この戦略に基づき、将来にわたりまちの活力を維持し続けることができるよう、市民、企業、大学や団体など多くの皆様と手を携えながら、人口減少の抑制を目指す取り組みや、人口構成の変化に対応するための取り組みを進めてまいります。

最後になりますが、本戦略の策定にあたりまして、各種調査などにご協力をいただきました市民や事業者の皆様、会議の場において積極的にご発言いただきました市川市総合計画審議会の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月



市川市長 大久保 博

## 策定の背景

---

平成 26 年 11 月に、『まち・ひと・しごと創生法』が制定され、急速な少子高齢化、地方人口の減少、東京圏への人口集中の是正など、喫緊の課題に対し、

- 国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成
  - 地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
  - 地域における魅力ある多様な就業の機会の創出
- の一体的な推進（まち・ひと・しごと創生）を図ることとなりました。

そして、平成 26 年 12 月 27 日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』および今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた『まち・ひと・しごと創生総合戦略』をそれぞれ閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととなりました。

この『まち・ひと・しごと創生法』第 10 条において、地方公共団体は、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、『市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定することとされています。これは、地方公共団体における人口の現状と将来展望を提示する『地方人口ビジョン』および地域の実情に応じた今後 5 年間の施策の方向を提示する『地方版総合戦略』から構成するものです。

本市においても、将来の人口減少や少子高齢化に向き合い、国や県と一体となってまち・ひと・しごと創生に取り組んでいくため、まち・ひと・しごと創生法第 10 条にもとづくものとして、『市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定するものです。

## 本書の構成

---

本書は、地方人口ビジョンとして『人口ビジョン編』を、地方版総合戦略として『総合戦略編』、その他、市民意向調査結果などを『資料編』としてまとめるものです。

## 人口ビジョン編・総合戦略編の概要と計画期間

---

### ■人口ビジョン編

『人口ビジョン編』は、本市における人口の現状分析と将来人口の推計を行い、これを提示することで人口に関して市民の皆さんと認識を共有するとともに、人口に関し、目指すべき将来の方向と将来の展望を示していくものです。

この『人口ビジョン編』は、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた『総合戦略編』の策定をはじめ、今後の各行政部門による効果的な施策の推進における基礎資料となるものです。

### ■総合戦略編

『総合戦略編』は、『人口ビジョン編』で示された人口の将来展望に向け、今後5年間で取り組むべき、目標、施策および事業をまとめた計画です。

『総合戦略編』は、『人口ビジョン編』により把握した本市の人口動態上の強みや特徴、あるいは課題などをもとに、自主性・主体性を発揮しながら、地域の実情にそった独自性のあるものとなるよう留意して策定したものです。

なお、『総合戦略編』の推進にあたっては、数値目標を設定し、その効果を検証することで、必要に応じて見直しを行っていくものです。

### ■計画期間

『人口ビジョン編』および『総合戦略編』の計画期間は、国の『長期ビジョン』および『総合戦略』との整合性を考慮し、これと同じ期間により計画するものとなりました。

|         | 計画期間                                    |
|---------|---|
| 人口ビジョン編 | 2015年から2060年まで<br>45年間                  |
| 総合戦略編   | 2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）まで<br>5年間 |

## 市川市総合計画との関係性

『市川市総合計画』は、本市の総合的な振興・発展などを目的とし、社会経済情勢の変化や人口の見通し、市民意識などを踏まえた長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、行政の各分野における計画や事業展開の指針となると同時に、市民と行政の将来目標となるものです。

一方で、『市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、『まち・ひと・しごと創生法』第10条に基づく『市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略』であり、まち・ひと・しごと創生に取り組むため、これに資する特定の施策を位置付けるものです。

このため、『総合戦略』と『総合計画』では、目的や施策の範囲が必ずしも一致するものではありませんが、『総合計画』で示している将来都市像の実現方法の一つであり、方向性が変わるものではありません。

『総合戦略』は、『総合計画』およびその他の関連する行政計画と十分整合を図りながら、総合的に推進するものです。

### ■まち・ひと・しごと創生総合戦略と総合計画および関連部門別行政計画の関係

